



長生郡市広域市町村圏組合水道部

**料金改定に係る
水道審議会
(第2回)**



水道審議会（第2回）

目次

1. 将来の料金改定率の見込みについて（修正案）
2. 料金体系の検討について

水道事業経営の原則

- 水道事業の経費は、受益者負担の原則に基づく**独立採算制**が基本であり、**水道料金収入を主たる財源**として経営を行うことが規定されている。

地方公営企業法

第17条の2（経費の負担の原則）

略

- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の**経営に伴う収入をもつて充てなければならない。**

平均改定率の見直し

- 第1回審議会でのご意見を踏まえて、「交付金の活用」「管路更新事業量」等について改めて検討し、平均改定率を見直した。

見直し結果

長生郡市広域市町村圏組合
水道審議会（第1回）提案

平均改定率 **33%**

見直し

長生郡市広域市町村圏組合
水道審議会（第2回）提案

平均改定率 **28%**

平均改定率が33%から28%まで下がった要因

- 管路更新率を段階的に0.8%まで増加させる計画に見直し、実現可能性を高め、事業費も抑制した。
- 交付金充当率を、20%（R6実績に基づく）から50%（R7実績に基づく）に見直した。

見直し前	R9	R10	R11	R12
管路更新延長(km)	12.7	12.7	12.7	12.7
事業費(億円)	14.8	14.8	14.8	14.8



見直し後	R9	R10	R11	R12
管路更新延長(km)	8.0	9.6	11.1	12.7
事業費(億円)	9.8	11.4	12.7	13.4

市町村負担金の追加について

- 市町村では令和8年度から、従来の4.0億円の負担に加え0.6億円を追加している。市町村の厳しい財政状況をふまえると、さらなる追加負担は困難である。

繰入金比率（収益的収入分）の現状

- 長生広域水道の令和6年度実績は8.6%
- 令和6年度の全国平均値1.2%と比較して、繰入金への依存度が高い状況

まとめ

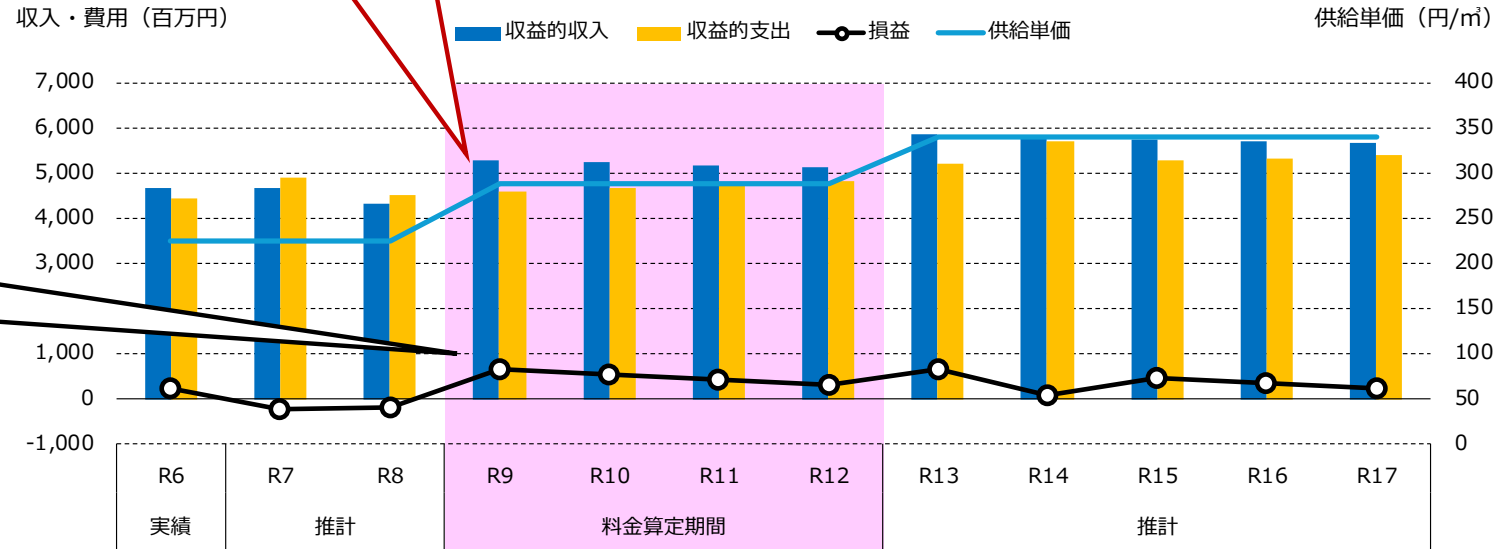
- 「事業量の段階的増加による投資の抑制」などにより、見直した平均改定率は28%となった。
- 管路の更新事業量を現状維持したとしても、人件費や物価の高騰のため、能率的な経営には限界があり、27%の料金改定が必要となる。
- また、市町村負担金は、更なる追加を見込めない状況にある。
- 以上のことから、長生広域としては、平均改定率28%とする料金改定が必要である。

1. 将来の料金改定率の見込について（修正案）

財政収支の見積もり

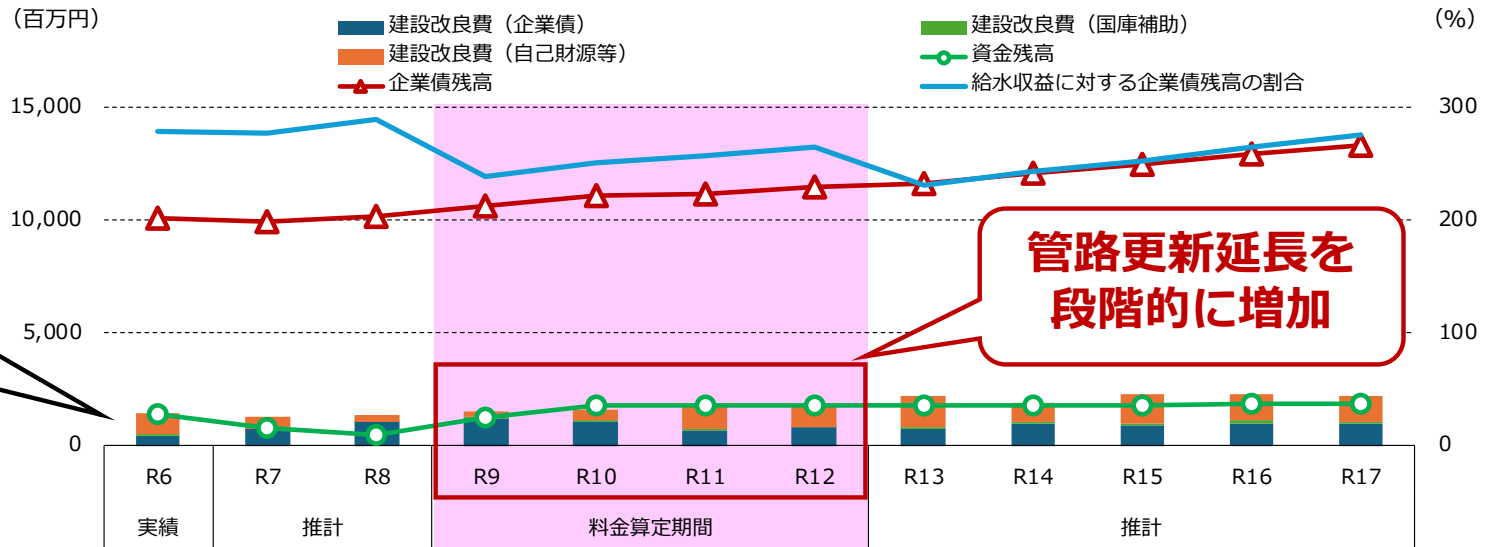
令和9年度に
平均28%の改定

【収支の推移】



令和9年度以降は
黒字に復調する

【資金の推移】



資金残高は
18億円程度を維持

管路更新延長を
段階的に増加

1. 将来の料金改定率の見込について（修正案）

財政収支の見積もり

単位：億円

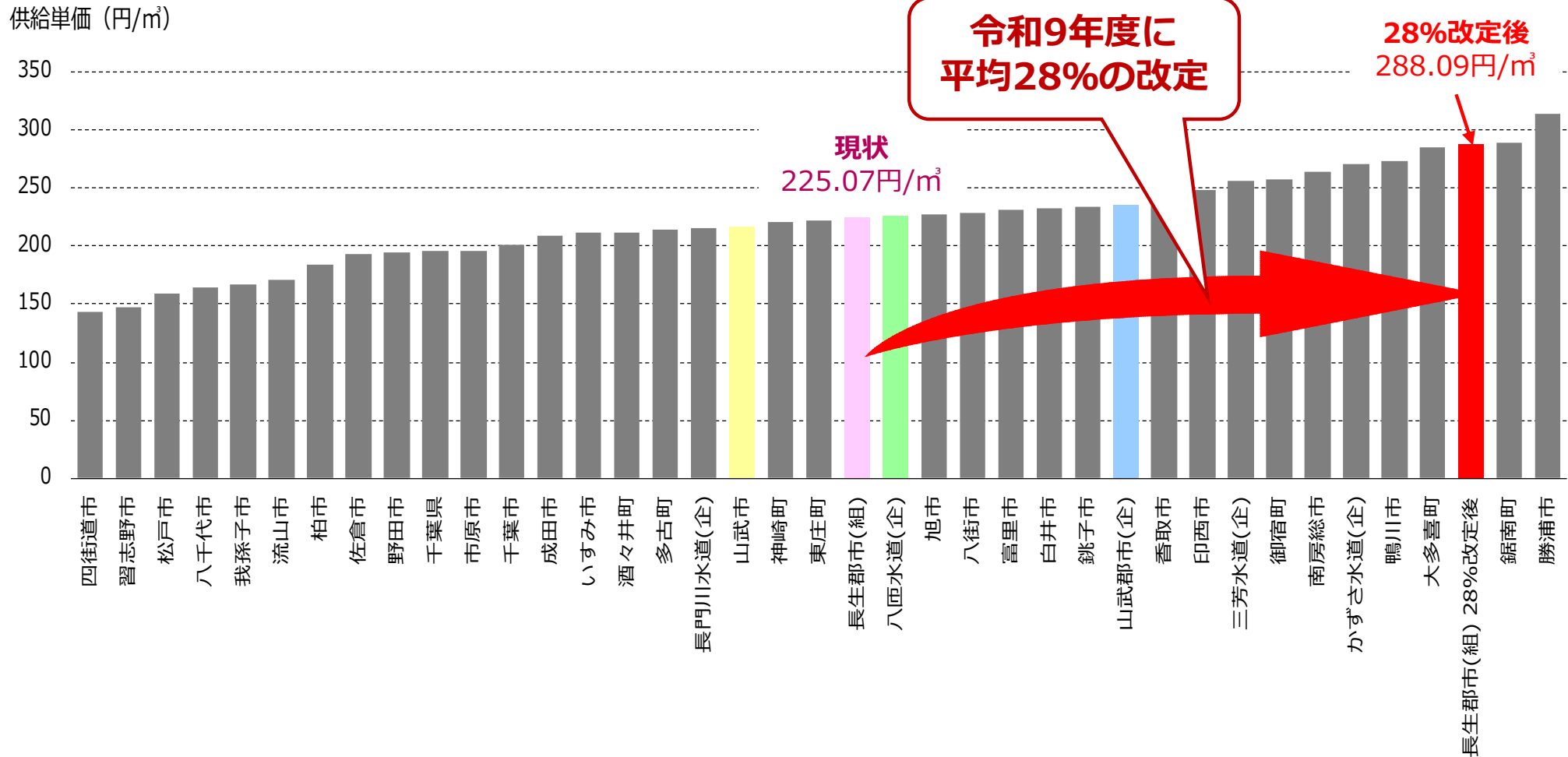
項目	実績	推計		料金算定期間					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R9~R12計
収益的収支（税抜）									
収入	46.9	46.9	43.4	52.9	52.4	51.9	51.5	208.7	
うち給水収益	36.2	35.7	35.1	44.6	44.0	43.6	43.1	175.3	
うち市町村負担金	4.0	4.0	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	18.6	
うち県補助金	3.8	3.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	2.4	
支出	44.6	48.9	45.3	46.1	46.7	47.4	48.1	188.3	
営業経費等	34.4	38.3	34.4	34.7	34.7	34.8	35.0	139.2	
うち原水費及び浄水費	25.4	28.8	25.6	25.8	25.6	25.5	25.5	102.4	
うち配水費及び給水費	4.2	4.5	4.0	4.1	4.2	4.3	4.5	17.2	
うち業務費	2.4	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	11.1	
うち総係費	1.8	1.7	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	7.2	
減価償却費等	8.8	9.2	9.5	9.8	10.2	10.6	11.0	41.6	
支払利息	1.4	1.4	1.4	1.6	1.8	2.0	2.1	7.6	
純利益	2.3	△ 2.0	△ 2.0	6.8	5.6	4.5	3.4	20.4	
資本的収支（税込）									
収入	7.3	8.7	11.9	13.9	12.5	8.7	9.6	44.8	
うち企業債	4.9	7.4	10.4	12.2	10.9	7.2	8.1	38.5	
うち国庫補助金	0.8	0.6	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	2.2	
支出	23.5	21.6	21.6	22.9	22.7	23.6	24.0	93.1	
うち建設改良費	14.6	12.8	13.7	15.7	16.0	17.6	18.2	67.5	
うち企業債償還金	8.9	8.9	7.9	7.2	6.7	5.9	5.7	25.6	
企業債・資金残高									
企業債残高	100.7	99.2	101.7	106.6	110.9	112.2	114.6	114.6	
企業債残高対給水収益比率	278%	278%	290%	239%	252%	257%	266%	266%	
資金残高	14.2	7.9	5.3	12.7	18.1	18.3	18.3	18.3	

※本表の数値は表示桁数未満を四捨五入しているため、各項目の和と合計が一致しない場合がある。

1. 将来の料金改定率の見込について（修正案）

県内の料金水準の比較

- 現状では、高いほうから県内18番目であるが、改定後は県内3番目となる。
- 南房総地域の水道料金と同程度の水準になる。



用途別と口径別

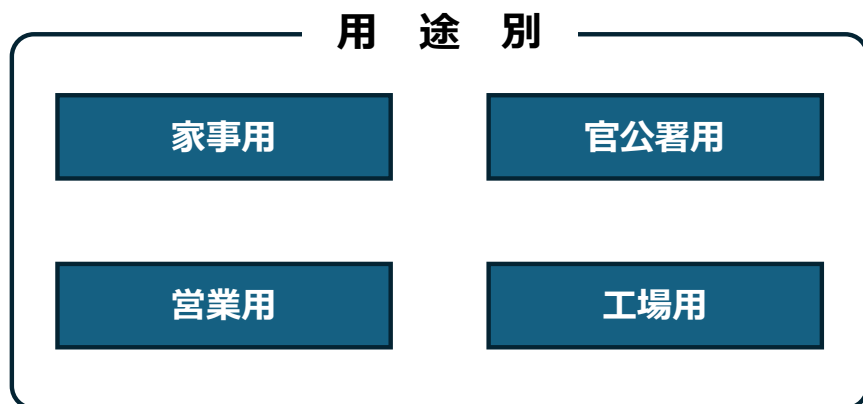
- 水道料金の体系は、「用途別」と「口径別」に大別される。
- 長生広域の水道普及率は96.6%であり、水道の普及はほぼ完了したので、用途別の料金体系を使用し続ける意義が薄れている。
- 今後は、メーター口径の大小や使用水量の多寡といった客観的な指標で料金を設定するべきと考える。

用途別	<ul style="list-style-type: none"> • 水道の使用用途（家事用、営業用、工場用等）に着目して料金格差を設ける。 • 生活用水を低廉化させて水道の普及を促し、公衆衛生の向上を図る目的で設定されてきた。
口径別	<ul style="list-style-type: none"> • メーター口径の大小等により料金格差を設ける。 • 政策的配慮による不明確性等を無くし、客観的な指標により料金を配賦できる。

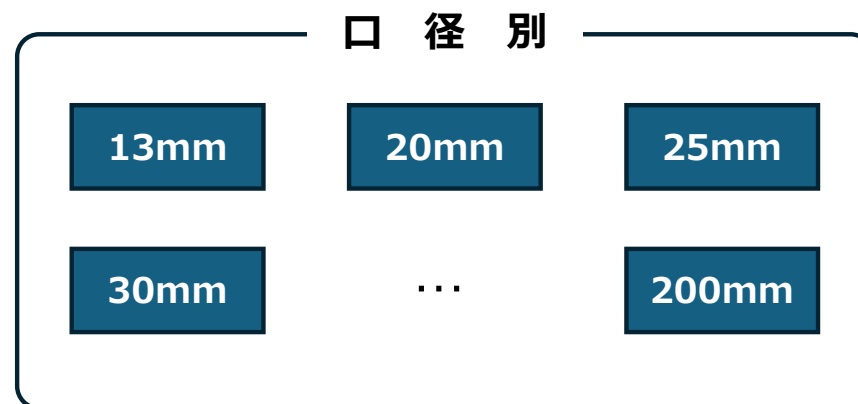
以上のことから、料金改定に併せて、用途別料金体系から口径別料金体系に切り替える。

- ただし、体系の変更（用途別から口径別）により料金負担の増加が一部の需要者に集中しないように留意する。

【現在の料金体系】



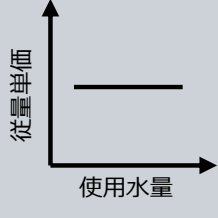
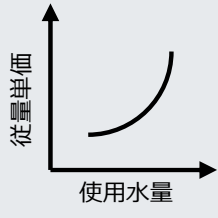
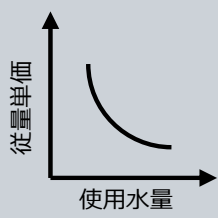
【見直し後の料金体系】



従量料金について

従量料金の体系

- 従量料金は、使用水量の多寡に応じて徴収される料金である。
- 使用水量の区分ごとの単価の設定方法により「均一制」「逡増制」「逡減制」がある。
- 長生広域では現在、逡増制を採用している。
- 物価が上昇している現状も踏まえ、使用水量が小さい単身世帯への過度な料金負担の増加を抑制するために、**従量料金の体系は「逡増制」を引き続き採用する。**

均一制	 <p>逡増単価</p> <p>使用水量</p>	<ul style="list-style-type: none">• どの区分においても従量料金の単価が一定となる従量料金の体系• 算定要領においては、均一制を原則としているが、使用水量が小さい需要者では従量料金が急激に増加することになる。
逡増制	 <p>逡増単価</p> <p>使用水量</p>	<ul style="list-style-type: none">• 長生広域で現在採用されている従量料金の体系• 使用水量が小さい需要者に対して水道料金の過度な上昇を回避できるほか、多量使用の抑制を図ることができる。
逡減制	 <p>逡減単価</p> <p>使用水量</p>	<ul style="list-style-type: none">• 使用水量が大きくなるほど、従量料金の単価が小さくなる体系• 使用水量が小さい需要者への負担が大きい• 多量使用を促進することができる。

基本水量について

- 現在の料金体系では、毎月8m³までは従量料金単価を0円とする「基本水量制」を採用している。
- 基本水量は、公衆衛生の向上のために水道の普及促進が急務であり、給水量は右肩上がりで多少の収益減少は経営を圧迫しなかったという時代背景に基づき導入されたものである。
- 生活水準は向上し、給水量も減少傾向にある中では、基本水量の必要性が乏しいため、**料金改定に伴い、基本水量を廃止する。**

まとめ

料金体系

- これまでは、水道の普及促進を図るため「用途別」を採用していたが、水道は十分に普及した。
- 料金改定にあたり、客観的な指標で料金を設定できるよう、「**口径別料金体系**」を採用する。

水道料金の設定

- 水道料金は、水道料金で回収すべき経費（総括原価）を算定したうえで設定する。
- 総括原価は、経費の性質に応じて「需要家費」「固定費」「変動費」に分解し、それらを基本料金・従量料金に配分したうえで設定する。
- 経費の性質に応じた合理的な料金体系とするため、原則として**すべての需要者に対して基本料金・従量料金を設定する**。

料金の構成① 基本料金

- 水道事業の経費のうち、「需要家費」や「固定費」といった**固定的な費用を回収するため、基本料金を設定する**。
- 「固定費」については、その一部を基本料金で回収する。

料金の構成② 従量料金

- 従量料金の単価は、使用水量が小さい単身世帯の負担軽減を目的として、「**逡増制**」を採用する。
- 水道の普及促進と給水量の増加を背景として設定された**基本水量は廃止する**。